

帯広市介護保険料段階、年額保険料（令和6年度～令和8年度）

保険料段階	対 象 者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者 または生活保護受給の人	基準額×0.285	21,440円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.485	36,490円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,530円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人）	基準額×0.90	67,710円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人）	1.00 (基準額)	75,240円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 80万円未満の人	基準額×1.15	86,520円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	90,280円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上160万円未満の人	基準額×1.25	94,050円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 160万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,810円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上260万円未満の人	基準額×1.50	112,860円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 260万円以上320万円未満の人	基準額×1.60	120,380円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,900円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,950円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	158,000円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	173,050円
第16段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.40	180,570円
第17段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の人	基準額×2.60	195,620円

- 上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」と「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」等を引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。また、本人非課税でかつ給与所得や公的年金に係る雑所得がある場合は、平成30年度税制改正の影響を受けないよう調整しています。
- 世帯状況は、毎年4月1日時点(年度途中に65歳になる方、市外から転入された方はその時点)が基準となります。
- 令和元年10月から実施の消費税率の引き上げに伴う介護保険制度の改正により、第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されております。